

京丹後市高齢者安全運転支援装置取付費補助金制度の見直しについて

京丹後市では、全国で相次いで発生している高齢運転者の交通事故の状況を踏まえ、緊急対策として高齢運転者の事故防止と事故時の被害軽減を目的に、令和元年10月に標記補助金制度を創設し、市民の皆さんにご活用いただきました。

一方、国においても同様の制度が創設され、令和2年3月9日以降に一般社団法人次世代自動車振興センターに認定された「後付け装置取扱事業者」が、一定の性能を有する装置を販売取付けた場合に適用されることとなりました。

これに伴い、市の補助金制度を次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

◆ 令和2年3月9日～3月31日までの購入取付者

国制度と市制度のいずれかを選択してください。

【国制度選択の場合】

正規の販売取付費用から国補助金を控除した額が、請求されることとなります。

(補助金交付申請を行っていただく必要はありません)

【市制度選択の場合】

国制度を選択していない旨の「証明書」を取扱事業者から受け取ってください。

その後、従来どおり市へ補助金交付申請書を提出していただくこととなります。

◆ 令和2年4月1日以降の購入取付者

現在の市制度が、国制度創設までの「つなぎ的」制度として開始した経緯等を踏まえ、市制度は廃止しますので国制度をご活用ください。

ただし、令和2年3月8日までの購入取付者で申請がまだの方および令和2年3月9日以降同月末までに市制度を選択された方につきましては、従来どおり、購入・取付・支払から6カ月以内に市へ補助金交付申請書を提出してください。

※補助金のご利用をお考えの方は、安全運転支援装置（ペダル踏み間違い時加速抑制装置）を取付けになる前に、市民課または取扱事業者にご相談ください。

【市制度の見直し】

1 制度概要（後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置）

内容	国制度	市制度
補助対象者の年齢要件	令和元年度中に満 65 歳以上となる高齢運転者に装置を <u>販売する者</u>	<u>市内に住民登録があり</u> 、令和 2 年 9 月 30 日現在で満 <u>75 歳以上の者</u>
補助額（率）	障害物検知機能付 4 万円 障害物検知機能なし 2 万円	障害物検知機能の有無に関係なく購入取付費用の 1/2 以内で、上限 3 万円

※ 国の事業開始日：3月9日（販売取付日の遡及適用なし）

2 制度別活用スケジュール

